

令和6年度第2回森林環境保全基金運営委員会 委員意見への対応状況

資料2

番号	事業名	担当課	委員意見	対応状況
1	甬喜ヶ峰森林公園展示林整備工事	林業環境政策課	・間伐した木の販売収益はどのように活用するのか	立木の販売収益については、甬喜ヶ峰森林公園の施設整備工事費に充当する予定。
2	環境不動産推進事業	木材産業振興課	・県民へのメリットが伝わらない。 ・委員からの評価が低く、何らかの改善が必要ではないか。 ・CASBEEの登録件数を増やすことが目的のように感じる。森林環境税を使ってまでやる事業なのか。	木材利用を目指す取り組みではあるが、対象が限定的で、かつ、県民の皆さまの森林への理解と関心を深めるという税の目的に直接寄与するものではないため、委員のご指摘を踏まえて県森林環境税の活用を取りやめる。 (R7より森林環境譲与税を活用)
3	森林資源再生支援事業	木材増産推進課	事業主体に林業事業者とあるが、自伐林家も対象となるのか。	自伐林家については、森林組合等の林業事業者を通じて申請することで対象となる。
4	指定管理鳥獣捕獲等事業委託料	中山間地域対策課	捕獲効率が上がらないことが課題になっているが、県内での認定事業者が少ないことも原因のひとつではないか。認定事業者を確実に増やす取り組みが必要。	県内の捕獲者等に認定鳥獣捕獲等事業の制度について広く周知するとともに、認定を目指す事業者には環境省等が実施している認定鳥獣捕獲等事業者安全管理講習会等の研修への参加を促す。
5	—	林業環境政策課 木材増産推進課	・事業全体が人づくりにシフトしたことによって、森林整備の事業がなくなっている。 森林環境税の立ち上げの際の本来の目的は水源林の奥地の混交林化だった。その大事な部分への支援が消えてしまっており、要検討すべき。 奥地保安林や林業適地以外の再造林等支援を復活できないか。	第5期森林環境税の取組については人づくりなどのソフト事業を中心に活用することとし、直接的な森林整備については市町村の森林環境譲与税を活用することと整理。市町村では森林環境譲与税を活用して、「森林経営管理制度」に基づく森林整備や意向調査を進めている。このすみ分けて課税期間を延長することについて、R4年度の県民世論調査において県民のご意見を伺い、約9割の方から了承を得ている。 ご指摘のあった使途については、第6期森林環境税（R10～R14）の検討において議論していきたい。 なお、林業適地外への再造林等支援については、植栽する樹木のうち広葉樹の本数を半数以上とすることで、県の嵩上げ補助事業（補助率約90%）を活用することができる。 (保安林については指定施業要件による。)
6	—	林業環境政策課	学校林について、学校の先生方がどのように使っていきたいのか、近場にあったら使うのか、処分したいのか、その辺もわかるような調査等をしていただきたい。	R7に調査を実施予定（調査項目、方法については今後検討）